#### 【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】

【発行予定期間】

【発行予定額又は発行残高の上限】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

25 - 関東176

発行登録書

関東財務局長

平成25年10月17日

東海旅客鉄道株式会社

Central Japan Railway Company

代表取締役社長 山田 佳臣

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

(052)564 - 2364

財務部次長 山田 龍彦

東京都港区港南二丁目 1番85号

(03)6711 - 9634

財務部資金課長 森田 篤司

社債

この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成25年 10月25日)から2年を経過する日(平成27年10月24日)まで

発行予定額 700,000百万円

該当事項はありません。

東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部(注)

(名古屋市中村区名駅一丁目3番4号)

東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部静岡支社

(静岡市葵区黒金町4番地)

東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部

(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)

東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部関西支社

(大阪市淀川区宮原一丁目1番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東海鉄道事業本部は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としています。

# 第一部【証券情報】

#### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【新規発行社債】

未定

# 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

#### 3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】 未定

(2)【手取金の使途】

設備資金、借入金返済資金、鉄道施設購入長期未払金返済資金、社債償還資金、運転資金及び投融資資金に充当す

予定であります。

#### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

# 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

#### 第二部【参照情報】

#### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月21日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第27期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月7日関東財務局長に 提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成25年10月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項 及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成25年6月25日に関東財務 局長に提出

# 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録書提出日(平成25年10月17日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該有価証券報告書等に含まれた事項については本発行登録書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

#### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

#### 東海旅客鉄道株式会社本店

(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号)

東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部(注)

(名古屋市中村区名駅一丁目3番4号)

東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部静岡支社

(静岡市葵区黒金町4番地)

東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部

(東京都千代田区丸の内一丁目9番1号)

東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部関西支社

(大阪市淀川区宮原一丁目1番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東海鉄道事業本部は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としています。

# 第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。